大阪市西淀川区役所と株式会社阪急トラベルサポート との包括連携に関する協定書

大阪市西淀川区役所(以下「甲」という。)と株式会社阪急トラベルサポート(以下「乙」という。)は、相互の連携を強化し、市民サービスの向上と西淀川区内における地域の一層の活性化を推進するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(連携事項等)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。
- (1) 地域防災対策に関すること
- (2) 安全・安心の確保に関すること
- (3) 子育て・子どもの健全育成に関すること
- (4) 環境にやさしい活動に関すること
- (5) 西淀川区のPRに関すること
- (6) その他、地域の活性化及び市民サービスに関すること
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行 うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

(協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の 上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間協定は更新され、その後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手 方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得た場合又は法令等に定めがあ る場合を除き、第三者に開示・漏えいしてはならない。 2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持 の責務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名の上、各1通を保有する。

令和7年1月21日

- 甲 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号 大阪市 協定締結担当者 西淀川区長 松田 和也
- 乙 大阪市北区梅田2丁目5番25号 ハービス0SAKA14階 株式会社阪急トラベルサポート 代表取締役社長 山川 豊治